



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 中 外 鋳 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 藤 道 明
(コード番号 1491 東証・大証二部)
問 合 せ 先 I R セ ン タ ー 室 長 桜 庭 勲
(T E L . 03 - 3201 - 1541)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 117 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社定款第 2 条の目的を全面的に見直し移行・集約するものであります。
表現上簡略化しておりますが、従前の事業は全て網羅しております。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。
これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款の変更を決議したものとみなされております。
- (3) その他、上記(2)の変更に伴う条数の変更および文言の見直しなど所要の変更を行うものであります。
- (4) 併せて、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日 (金)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。なお、備考は現行定款との比較を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案	備 考
<p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 鉱業、製錬業、金属加工業および鍍金業</p> <p>2. 肥料その他化学工業品の製造および販売</p> <p>3. 前 2 号に関する原料および製品の売買および輸出入業</p> <p>4. <u>不動産の所有、売買、貸借、交換、仲介、斡旋および管理</u></p> <p>5. 不動産特定共同事業法に基づく事業</p> <p>6. 土木、建築工事の請負、企画、設計および監理</p> <p>7. 土石採取業</p> <p>8. <u>ゴルフ場、マリナー、スキー場、スポーツ施設の企画、設計、施工、経営並びに会員権の販売および斡旋</u></p> <p>9. <u>ヘルスクラブ、アスレチッククラブ、ホテルの企画、設計、施工、経営並びに会員権の販売および斡旋</u></p> <p>10. <u>診療所および病院の企画、設計、施工、経営</u></p> <p>11. <u>運送業</u></p> <p>12. <u>農林業および観光事業</u></p> <p>13. <u>地質、鉱床、土質、水質等の調査並びに測量、試錐、物理化学探査、坑道開さくおよび分析等の請負業</u></p> <p>14. <u>産業廃棄物の処理および金属回収業</u></p> <p>15. <u>貴金属、美術工芸品、宝飾品の製造および販売</u></p> <p>16. <u>水産物の養殖、加工および販売</u></p> <p>17. <u>清涼飲料水並びにミネラルウォーター、乳飲料、酒類、野菜ジュースの製造、加工および販売</u></p> <p>18. <u>キノコ類の生産および販売</u></p>	<p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>地質、鉱床、土質、水質等の調査並びに測量、試錐、物理化学探査、坑道開さくおよび分析等の請負業</u></p> <p>5. <u>不動産の所有、売買、貸借、交換、仲介、斡旋および管理並びに不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. <u>運送業</u></p> <p>9. <u>農林業および観光事業</u></p> <p>10. <u>産業廃棄物の処理および金属回収業</u></p> <p>11. <u>広告宣伝業</u></p> <p>12. <u>損害保険の代理店業務</u></p> <p>13. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>14. <u>スポーツ施設、宿泊施設、各種福利厚生施設の企画、設計、施工、経営並びに会員権の販売および斡旋</u></p> <p>15. <u>医療施設、健康施設、養老施設の企画、設計、施工、経営</u></p> <p>16. <u>農産物、水産物、林産物の販売</u></p> <p>17. <u>食品、飲料水、酒類の製造、加工、販売および輸出入</u></p> <p>18. <u>医薬品、医薬部外品、化粧品</u> <u>の製造、販売および輸出入</u></p>	<p>13. より移行</p> <p>4.5. を集約</p> <p>11. より移行</p> <p>12. より移行</p> <p>14. より移行</p> <p>34. より移行</p> <p>35. より移行</p> <p>36. より移行</p> <p>8.9. を集約</p> <p>10. より移行 (文言修正)</p> <p>16.18.24. を集約</p> <p>17.19.23. を集約</p> <p>20.21.22. を集約</p>

現 行 定 款	変 更 案	備 考
19. <u>加工食品の販売</u>	19. <u>貴金属、美術工芸品、宝飾品の製造および販売</u>	15. より移行
20. <u>医薬品、医薬部外品の製造、販売および輸出入</u>	20. <u>健康機器、介護用品の製造、販売および輸出入</u>	25.26. を集約
21. <u>スキンケア製品、ヘアケア製品の販売および輸出入</u>	21. <u>仏壇、仏具、神具の製造および販売</u>	37. より移行
22. <u>化粧品製造、販売および輸出入</u>	22. <u>コンピュータソフトウェアの企画、開発並びに関連機材、電子機器および同部品の設計、製造、加工、再生、販売および賃貸</u>	27.28. を集約
23. <u>健康食品の販売および輸出入</u>	23. <u>工作機械、金属加工機械、起重機、鉦山機械、土木機械、測定機器、事務用機器、医療用機器、土木建築用機械、農業用機械、自動販売機、菓子製造機器等の製造、販売、賃貸並びにその据付け工事および修理</u>	29.30. を集約
24. <u>農産物の販売</u>	24. <u>債務の保証および債権の売買並びに資産運用</u>	31. より移行 (文言修正)
25. <u>健康機器の製造、販売および輸出入</u>	25. <u>有価証券の保有、売買、運用その他の投資</u>	32. より移行
26. <u>介護用品の製造、販売および輸出入</u>	26. <u>投資事業組合財産の運用および管理運営</u>	33. より移行
27. <u>電子機器および同部品の設計、製造、加工、再生および販売</u>	27. <u>前各号に関するコンサルタント業、割賦販売および販売物件のリース業</u>	38.39 を集約
28. <u>コンピュータソフトウェアの企画、開発並びに関連機材の製作、販売および賃貸</u>	28. <u>前各号に関連する一切の事業</u>	40. より移行
29. <u>各種工作機械、金属加工機械、起重機、鉦山機械、土木機械、のぎす、ダイヤルゲージ、マイクロメータ、面測定機器および自動精密測定器の製作売買、修理並びに賃貸業</u>	29. ~ 40. (削 除)	
30. <u>事務用機器、医療用機器、土木建築用機械、農業用機械、自動販売機、菓子製造機器等の販売、賃貸並びにその据付け工事および修理</u>		
31. <u>金銭の貸付、債務の保証および債権の売買</u>		
32. <u>有価証券の保有、売買、運用その他の投資</u>		
33. <u>投資事業組合財産の運用および管理運営</u>		
34. <u>広告宣伝業</u>		
35. <u>損害保険の代理店業務</u>		
36. <u>労働者派遣事業</u>		

現 行 定 款	変 更 案	備 考
<p>37. <u>仏壇、仏具、神具の製造および販売</u></p> <p>38. <u>前各号に関するコンサルタン卜業</u></p> <p>39. <u>前各号に関する割賦販売および販売物件のリース業</u></p> <p>40. <u>前各号に関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条（条文省略）</p> <p><u>（株券の発行）</u></p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> （单元株式数）</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、100株とする。 <u>（单元未満株券の不発行）</u></p> <p>第10条 <u>当社は、第8条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> （单元未満株式についての権利）</p> <p>第11条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する单元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.～3.（条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p>	<p>第3条～第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>（单元株式数）</p> <p>第8条（現行どおり）</p> <p>（削 除）</p> <p>（单元未満株式についての権利）</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1.～3.（現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第10条（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p>	

現 行 定 款	変 更 案	備 考
<p>当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 14 条 ~ 第 37 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 12 条 ~ 第 35 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き<u>その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、<u>同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>	

以 上